様式第３号（第７条関係）

収支予算書

収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 金　額 | 摘　要 |
| 補助金 |  |  |
| 団体負担金 |  |  |
|  |  |  |
| 合計 | (A) |  |

支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 科目 | 総事業費 | 内　補助  対象経費 | 内　補助  対象外経費 | 摘　要 |
| 報償費 |  |  |  |  |
| 旅費 |  |  |  |  |
| 需用費 |  |  |  |  |
| 食糧費 |  | (ｱ) |  |  |
| 役務費 |  |  |  |  |
| 委託料 |  | (ｲ) |  |  |
| 使用料及び  賃借料 |  |  |  |  |
| 工事請負費 |  |  |  |  |
| 原材料費 |  |  |  |  |
| 備品購入費 |  | (ｳ) |  |  |
| 合計 | (B) | (C) | (D) |  |

※(Ａ)=(B)、(B)=(C)＋(D)となるように記載すること。

※食糧費(ｱ)の額は、総事業費合計額(B)に100分の20を乗じて得た額又は12.5万円のいずれか少ない額を上限とする。

※委託料(ｲ)の額は、総事業費合計額(B)に100分の40を乗じて得た額又は25万円のいずれか少ない額を上限とする。

（ただし、第２条第１項第４号に規定された事業については、この限りでない。）

※補助対象事業の全部を工事請負とすることはできないものとする。

※備品購入費(ｳ)の額は、総事業費合計額(B)に100分の40を乗じて得た額又は25万円のいずれか少ない額を上限とす

る。（ただし、第２条第１項第４号に規定された事業については、この限りでない。）